九　歯科医師法施行規則（昭和二十三年厚生省令第四十八号）第十七条の歯科医師国家試験の合格証書の交付に関する事務

十　歯科医師法施行規則第十八条第一項の歯科医師国家試験の合格証明書の交付の出願の受理、その出願に係る事実についての審査又はその出願に対する応答に関する事務

第十条の四　法別表十七の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一・二　略］

三　保健師助産師看護師法第十四条第一項の処分又は同条第三項の再免許（保健師、助産師又は看護師に対する再免許に限る。）に関する事務

四　保健師助産師看護師法第十七条の保健師国家試験、助産師国家試験若しくは看護師国家試験の受験願書の受理、その受験願書に係る事実についての審査又はその受験願書に対する応答に関する事務

五　［略］

六　［略］

七　保健師助産師看護師法施行規則（昭和二十六年厚生省令第三十四号）第二十八条の二第一項の保健師国家試験、助産師国家試験若しくは看護師国家試験の受験の停止又はそれらの試験の無効に関する事務

八　保健師助産師看護師法施行規則第二十九条の保健師国家試験、助産師国家試験又は看護師国家試験の合格証書の交付に関する事務

九　保健師助産師看護師法施行規則第三十条第一項の保健師国家試験、助産師国家試験若しくは看護師国家試験の合格証明書の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

第十条の五　法別表十八の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一・二　略］

三　保健師助産師看護師法第十四条第二項の処分又は同条第三項の再免許（准看護師に対する再免許に限る。）に関する事務

四　保健師助産師看護師法第十七条の准看護師試験の受験願書等（受験願書又は受験の申請をいう。以下この号において同じ。）の受理、その受験願書等に係る事実についての審査又はその受験願書等に対する応答に関する事務

五　［略］

六　［略］

七　保健師助産師看護師法施行規則第二十八条の二第二項において読み替えて準用する同条第一項の准看護師試験の受験の停止又はその試験の無効に関する事務

八　保健師助産師看護師法施行規則第二十九条の准看護師試験の合格証書の交付に関する事務

九　保健師助産師看護師法施行規則第三十条第一項の准看護師試験の合格証明書の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

第十条の六　法別表十九の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一・二　略］

三　歯科衛生士法第八条第一項の歯科衛生士の免許の取消し若しくは業務の停止又は同条第二項の再免許に関する事務

四　歯科衛生士法第十条の歯科衛生士国家試験の受験願書の受理、その受験願書に係る事実についての審査又はその受験願書に対する応答に関する事務

［新設］

第十条の四　法別表第一の十七の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一・二　同上］

三　保健師助産師看護師法第十四条第一項の処分に関する事務

［新設］

四　［同上］

五　［同上］

［新設］

［新設］

第十条の五　法別表第一の十八の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一・二　同上］

三　保健師助産師看護師法第十四条第二項の処分に関する事務

［新設］

［新設］

［新設］

第十条の六　法別表第一の十九の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一・二　同上］

三　歯科衛生士法第八条第一項の歯科衛生士の免許の取消し又は業務の停止に関する事務

［新設］